

上大岡駅・港南中央駅周辺地区 バリアフリー基本構想

概要版

(4) 課題地区について

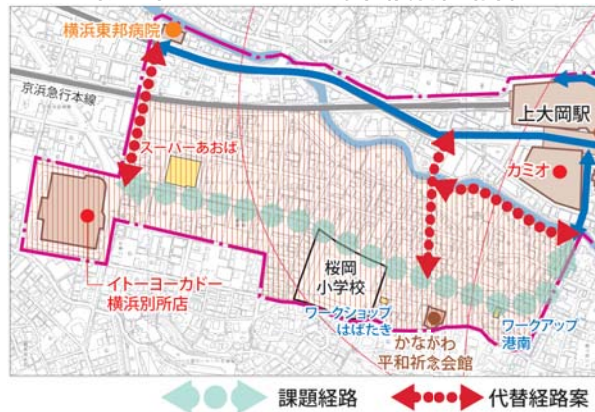
桜岡小学校前の道路は、最戸町や大久保町地区の主要な道路であり、歩行者も自動車も交通量が多い道路となっています。また、周辺には本基本構想で生活関連施設に位置づけた施設や福祉施設が複数あるが、道路幅員が狭く、歩道が設置されていない区間もあり、歩行者の安全確保が非常に重要な課題となっています。

しかし、現状の市街地は、歩道の新設又は拡幅が非常に困難な状況です。また、バス路線であり、かつ、自動車交通の状況から通過交通の排除や速度抑制対策を実施することも非常に困難です。

このようにバリアフリー整備だけでは解決できない課題を抱える経路であり、周辺地区全体のまちづくり及び地区交通計画といった視点で対策を検討する必要がありますことから課題地区としました。

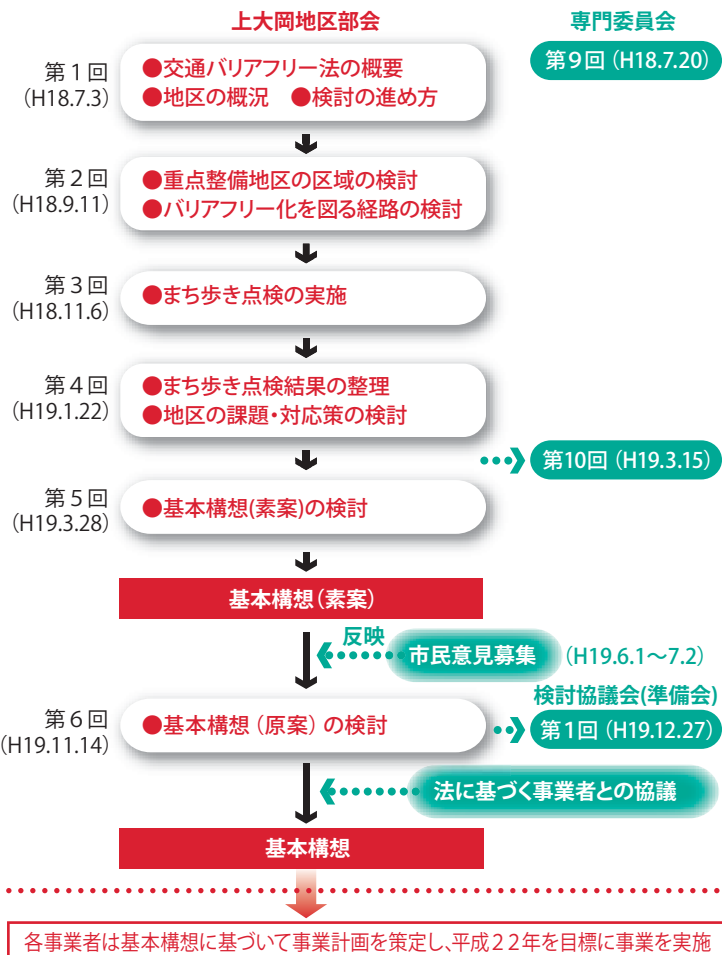
なお、この課題地区における当面のバリアフリー対策として、下図に示すような代替経路を検討し、駅から周辺の生活関連施設及び生活関連施設相互間の安全かつ円滑な移動を確保する必要があります。

課題地区のバリアフリー対策(代替経路案)



これまでの経過と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市交通バリアフリー専門委員会と上大岡地区部会を設置し、検討を進めました。



(5) 関ノ下交差点のバリアフリー化について

鎌倉街道の上大岡駅と港南中央駅のおおよそ中間に位置し、笹下釜利谷道路と交差する関ノ下交差点は、現在、歩行者は、歩道橋による通行のみとなっていますが、歩道橋には、スロープ等が設置されておらず、横断歩道も無いことから、バリアフリー対策が望まれています。しかしながら、現状の関ノ下交差点は、スロープ等を設置できる場所がなく、歩道橋のバリアフリー化は非常に困難な状況です。

当該交差点のバリアフリー対策について、交通管理者とともに、今後対策を検討していく必要があります。

基本構想策定後の事業推進にあたって

- 円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- 特定事業の進捗管理や事業評価の方法について検討していきます。
- 事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- 新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

今後もバリアフリー事業に関するご意見をお寄せください。

お問い合わせ 横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 電話：045-671-4086 FAX：045-651-6527
Eメール：do-barrierfree@city.yokohama.jp
港南区役所区政推進課 企画調整係
〒233-0004 横浜市港南区港南中央通 10-1 電話：045-847-8327、FAX：045-846-2483

詳しくご覧になりたい方は、道路局企画課、港南区区政推進課にて、基本構想の閲覧を行っています。

ホームページ： <http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/>

横浜市では、平成9年3月に制定した「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働して、地域福祉活動の一層の促進やソフトとハードの環境整備の推進について、さまざまな取組を進めてきました。

また、平成12年11月には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が施行され、横浜市においても、関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅の各駅周辺地区を重点整備地区に位置づけ、同法に基づく基本構想を策定し、鉄道駅、周辺の道路、信号機等のバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。

このような中、平成18年12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が施行されました。この法律は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人に利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を実現していくとするものです。

これを受けて、広域的な拠点性と、地域生活の拠点性の両面を持つ、港南区の中心と位置付けられている上大岡駅及び港南中央駅周辺地区を重点整備地区に選定し、「バリアフリー基本構想」を策定しました。



●地元小学生によるまち歩き点検の取りまとめ【オープンスクール】の様子
「南台小学校」の5年生児童(92名)を対象に、総合学習の一環として、「バリアフリー体験学習」を横浜市、国土交通省関東運輸局の共催により実施しました。

上大岡駅・港南中央駅周辺地区における重点整備地区の区域

上大岡駅の徒歩圏と考えられる駅を中心とした概ね500mから1km圏域には、大規模商業施設が集積しております。また、港南中央駅の徒歩圏には、港南区役所、港南警察署、港

南地区センターなどの公共施設が集積しているほか、港南中央地域ケアプラザ、港南区社会福祉協議会などの福祉施設も立地しています。上大岡駅・港南中央駅周辺における重点整備地区の区域は、これらの主要な施設を含む範囲とします。

参考

バリアフリー新法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

●公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進

公共交通機関(駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両)、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー基準(移動等円滑化基準)」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

●重点整備地区のバリアフリー化の推進

市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、

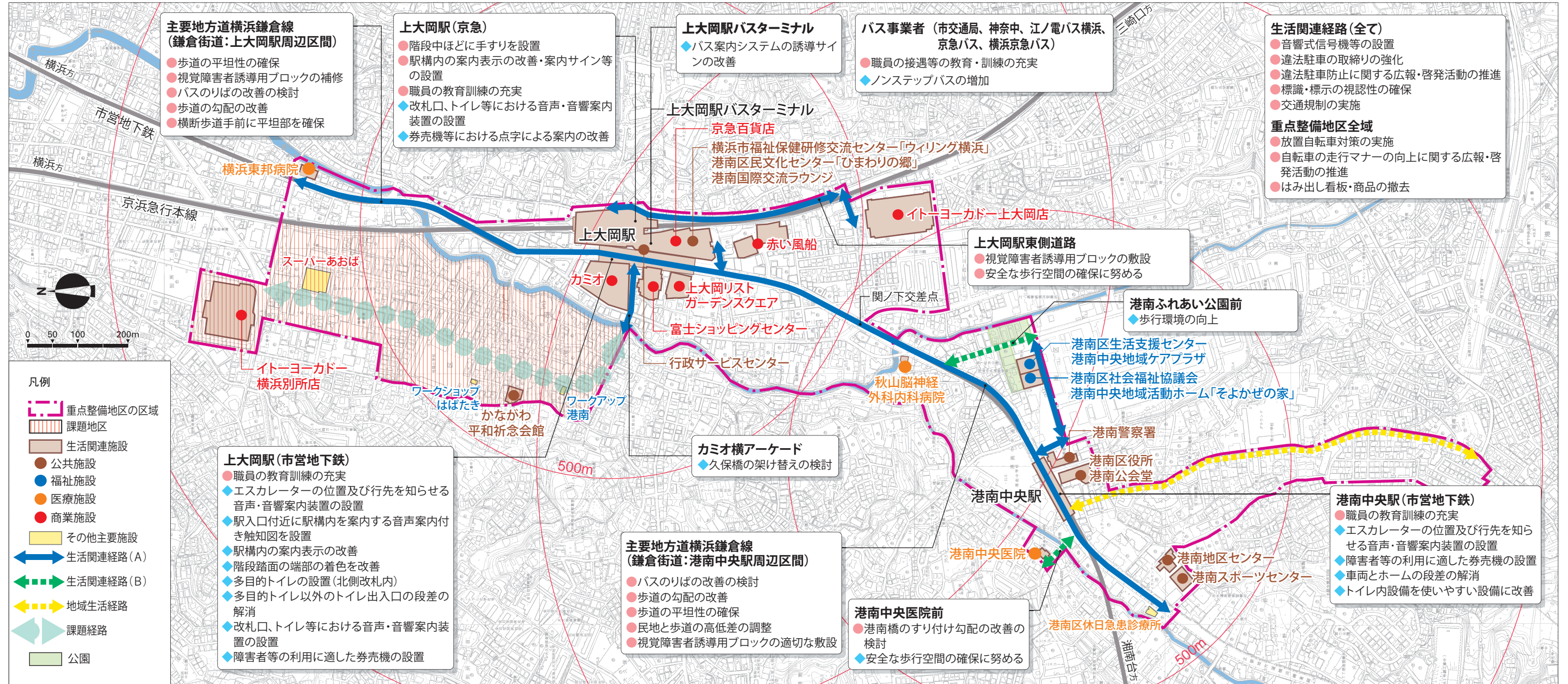
障害者などが利用する施設が集まった地区(重点整備地区)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

バリアフリー基本構想とは・・・

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路(生活関連経路)、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、平成22年を目標に、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。





今後検討が必要な事項

(1) 地域生活経路 (桜道) の整備について

本基本構想で地域生活経路に位置づけた桜道は、単なる通行のための道路ではなく、憩いの場として多くの区民に親しまれている道路です。しかし、樹木の老齢化にともなって、近年は倒木の恐れや歩道をふさぐなど様々な問題を抱えています。

このような状況のなか、港南区では、問題を解決し、桜道の魅力を高めるために、平成 17 年度から桜道の再整備調査・検討に着手し、平成 18 年度には、地域の代表者と公募市民で構成する「桜道の将来を考える委員会」を設置し、地域住民と一緒に桜道の現状や課題を整理しながら、将来像・整備計画づくりを行っています。

桜道の再整備計画にあたっては、「地形上勾配がきつい」、「道路幅員が狭くバス通りでもあることから十分な歩道幅員が確保できない」などの制約条件がありますが、バリアフリー新法に基づく基準等の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する必要があります。

(2) 経路と建築物等とのバリアの調整

経路と建築物等がバリアフリー化されても、経路と建築物等間に段差などのバリアが存在すれば、利用に困難が伴います。そのため、経路のバリアフリー化にあたっては、また建築物等のバリアフリー化にあたっては、相互に調整を図り、両者の間にバリアが発生しないようにする必要があります。

また、少なくとも重点整備地区内においては、生活関連施設及び生活関連経路以外の施設や経路についても、両者の間のバリアの排除に努めることが重要です。

(3) 主要地方道横浜鎌倉線 (鎌倉街道) の整備について

主要地方道横浜鎌倉線 (鎌倉街道) は、大岡川に沿った比較的平坦な道路となっていますが、鎌倉街道に接続する道路は、地形の状況により勾配が急な道路が多く、鎌倉街道自体は平坦であっても、接続する道路の勾配によって交差点部の歩道に傾斜が生じる場合があります。この傾斜を改善するには接続する道路の勾配の改善が必要であり、平成 22 年までの整備が非常に困難な場所もあります。

しかし、鎌倉街道は地区の中心的な歩行者軸であり重要なバリアフリー経路でもあることから生活関連経路 (A) に位置づけており、今後、対応策を検討していく必要があります。

生活関連施設

○相当数の高齢者、障害者等が利用する施設で、当該施設または当該施設に至る経路について、特に移動等円滑化に配慮されている必要性が高い施設 (鉄道駅及びバスターミナル等の特定旅客施設や駐車場等も含みます)

生活関連経路 (A)

○法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する経路、または、現時点において横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者・障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

生活関連経路 (B)

○経路の道路機能・役割及び市街地の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路

